

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第71期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 橋本正博
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社東京支店 （東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期連結 累計期間	第71期 第1四半期連結 累計期間	第70期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（百万円）	51,422	64,551	254,952
経常利益（百万円）	4,612	6,053	26,531
四半期（当期）純利益（百万円）	3,859	4,720	25,686
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	609	5,053	22,575
純資産額（百万円）	65,645	91,460	87,600
総資産額（百万円）	219,107	252,924	253,126
1株当たり四半期（当期）純利益金額 （円）	16.26	19.89	108.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	-	-
自己資本比率（％）	29.8	36.0	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	11,833	4,522	34,299
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	331	927	2,191
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,260	2,133	22,249
現金及び現金同等物の四半期末（期末） 残高（百万円）	38,154	39,647	38,383

（注）1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 第70期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日～6月30日）における世界経済は、中国など新興国の内需拡大を背景に緩やかながら回復基調で推移しました。一方、欧州の金融システム不安や米国の景気減速などにより先行きに不透明感も出てきました。わが国経済は、東日本大震災の影響により混乱していたサプライチェーンの修復が急速に進み、持ち直しの動きも見られましたが、原発事故による電力供給不足が企業活動に影響を及ぼすなど、予断を許さない状況が続きました。

当社を取り巻く事業環境では、半導体業界において、スマートフォンやタブレット型端末などの需要増加を背景に、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移しました。しかしながら、足元では半導体製品の需給バランスの悪化を受け、一部半導体メーカーの投資姿勢に慎重な動きが見られるようになりました。

このような状況のなか、当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績につきましては、半導体機器事業が好調に推移し、売上高は645億5千1百万円と前年同期に比べ131億2千8百万円（25.5%）増加しました。利益面では、研究費や人件費などが増加したものの、売上の増加により、営業利益は62億2千2百万円（前年同期比33.8%増）、経常利益は60億5千3百万円（前年同期比31.3%増）となりました。また、特別損失において保有株式の時価下落に伴う投資有価証券評価損8億2百万円を計上したことなどにより、四半期純利益は47億2千万円（前年同期比22.3%増）となりました。

セグメント別の業績概況は以下のとおりです。

(半導体機器事業：SE)

半導体機器事業では、スマートフォンやタブレット型端末などの需要増加を背景に、半導体メーカーの設備投資が堅調に推移し、洗浄装置を中心に半導体製造装置の売上が前年同期に比べ増加しました。地域別では、アジア向けの売上が引き続き好調に推移したほか、国内、欧米向けも伸長しました。その結果、当セグメントの売上高は482億3千9百万円（前年同期比47.2%増）、営業利益は68億7千5百万円（前年同期比39.3%増）となりました。

(FPD機器事業：FE)

FPD機器事業では、パネルメーカーの設備投資が低調であったため、FPD製造装置の売上が前年同期に比べ減少しました。その結果、当セグメントの売上高は51億円（前年同期比37.9%減）、営業損失は7億2千万円（前年同期は6億3千3百万円の営業利益）となりました。

(メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業：MP)

メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業では、印刷関連機器は、国内向けは低調であったものの北米向けにPOD装置が伸び、前年同期に比べ売上が増加しました。プリント配線板関連機器は、関連メーカーの設備投資が堅調に推移し、前年同期に比べ売上が増加しました。その結果、当セグメントの売上高は110億6千8百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は2億1千2百万円（前年同期は9億1千3百万円の営業損失）となりました。

(その他事業)

その他事業では、外部顧客への売上高が前年同期に比べ1千7百万円（13.9%）増加し、1億4千2百万円となりました。

(2)財政状態及び資本の財源についての分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は2,529億2千4百万円と前連結会計年度末に比べ2億2百万円（0.1%）の減少となりました。

負債合計は1,614億6千3百万円と前連結会計年度末に比べ40億6千2百万円（2.5%）減少しました。これは主に流動負債において、支払手形及び買掛金や未払法人税等が減少したことによるものです。有利子負債につきましては、前連結会計年度末に比べ9億1千5百万円（1.6%）減少し546億7千4百万円となりました。また、有利子負債から現金及び預金を除いた純有利子負債は、前連結会計年度末に比べ22億7千1百万円（14.6%）減少し133億3千2百万円となりました。

純資産合計は、配当金の支払いにより減少しましたが、四半期純利益の計上などにより、914億6千万円と前連結会計年度末に比べ38億6千万円（4.4%）増加しました。また、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末の34.4%から1.6ポイント改善し36.0%となりました。なお、平成23年4月22日開催の臨時株主総会において「資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件」が承認可決されたことにより、資本剰余金が255億7千1百万円減少し、利益剰余金が255億7千1百万円増加しております。

（3）キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費、売上債権の減少などの収入項目が、たな卸資産の増加、仕入債務の減少、法人税等の支払いなどの支出項目を上回り、45億2千2百万円の収入（前年同期は118億3千3百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得などにより、9億2千7百万円の支出（前年同期は3億3千1百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いやリース債務、短期借入金の返済などにより、21億3千3百万円の支出（前年同期は22億6千万円の支出）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ12億6千4百万円増加し、396億4千7百万円となりました。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はありません。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上させていくことができる者であることが必要であると認識しております。このため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治元年に京都で創業した銅版印刷業「石田旭山印刷所」をルーツとしております。創業者（現会長石田明の曾祖父）は京都の社寺、風景画を主とする版画家でしたが、京都の歴史や文化をより多くの人々に伝えるため印刷業を興しました。しかし、写真の印刷は手描きの版画では写真階調の再現が不可能であったため、当時は高価な輸入品しかなかった「写真製版用ガラススクリーン」の国産化に挑みました。「日本の文化と産業の発展に写真印刷技術は欠かせない」という創業者の強い思いが、国産初のガラススクリーン製造技術の事業化につながり、昭和18年、ベンチャー企業として、当社が設立されました。

その後、当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきたコア技術『フォトリソグラフィ（注1）』を応用展開することで、印刷関連機器分野から半導体製造装置やフラットパネルディスプレイ製造装置などのエレクトロニクス分野へ事業展開を果たしてまいりました。現在では、創業の印刷関連分野における印刷版出力装置をはじめ、半導体分野でのシリコンウエハー洗浄装置、フラットパネルディスプレイ分野での大型ガラス基板対応の製造装置など、複数の製品において世界トップシェアの地位を得るに至っております。

当社の経営理念は、コア技術を基礎に新しい事業や技術、製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」にあります。この理念は、IT化、デジタル化の進む今日におきましても、環境に配慮したオンデマンドデジタル印刷システムや最先端の半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の開発にしっかりと根付き、時代の環境変化を新たなチャンスに変えていく精神として脈々と受け継がれています。

このように、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ちつつ、時代の環境変化に素早く対応し、フォトリソグラフィをコア技術として社会から求められる製品群を開発、製造してきた総合的な技術力によって確保、向上されるべきものであり、また、それを支える顧客、取引先、従業員等の一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

（注1）フォトリソグラフィとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

2. 企業価値向上のための取り組みについて

当社は、上記の経営理念「思考展開」に加え、企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を標榜し、全従業員参加による活力ある企業体質への変革を目指すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、地域社会との調和や環境にも配慮し、事業活動に取り組んでおります。さらに、経営ビジョンとして「Fit your needs, Fit your future（期待に応えて、未来を形に・・・）」を掲げ、「Challenge・Change・Collaboration＋ONE」の姿勢のもと、革新的なソリューションの提供を通じて、社会に新たな価値を創造し、ステークホルダーの皆様とともに、未来を共有できる企業を目指しております。

また、当社グループは、上記の企業価値の源泉を生かし、企業価値をさらに高めるために中期3ヵ年経営計画『NextStage70』（平成24年3月期～平成26年3月期）に取り組んでおります。この経営計画では、「ダウンサイドにおける収益性の確保」および「純資産の回復（自己資本比率の向上）」を経営目標に、「安定した収益構造の確立」と「新たな成長への基盤づくり」に注力してまいります。当社グループは、この経営計画にグループ一丸となって取り組むことにより、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能や環境、安全経営の充実に重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を1年とし、経営の客観性を維持するために社外取締役を選任しております。経営の効率性と業務執行機能の強化を目的として、執行役員制および社内カンパニー制を導入しております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（本施策）

当社は、平成23年6月28日開催の当社第70回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました（注2）。

1. 本施策の概要

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が生じた場合に、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。なお、ここでいう特定株主グループとは、

当社株券等の保有者（注4）およびその共同保有者（注5）、または 当社株券等の買付け等（注6）を行う者およびその特別関係者（注7）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記 の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注8）をいい、特定株主グループが上記 の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（注9）の合計をいいます。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討、評価の期間の付与（後記2.（2））を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.（1））、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.（2）（3））。

（注2）当社は、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を平成19年6月27日開催の当社第66回定時株主総会において導入いたしました。また、平成21年6月25日開催の当社第68回定時株主総会において継続導入してはりましたが、平成23年6月28日開催の当社第70回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎えたことから、有効期間を2年から3年に変更した上で、再導入いたしました。

（注3）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるもの

を含みます。以下、同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとしてします。

(注9) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本情報」といいます。)を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、当社取締役会が適切な検討、評価を行い、かつ株主の皆様が適切な判断を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の概要(沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。)

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の株券等保有割合および保有株券等の数

大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件

大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、本情報を受領した場合はその受領の事実を直ちに株主の皆様へ開示いたします。大規模買付者が提出した本情報の内容等については、株主の皆様への判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討および評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本情報の提供を完了したと判断した場合は、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を直ちに大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。当社取締役会は、当該通知の発送日から60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を、当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。この期間が経過するまでは、大規模買付者には、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。

(3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上7名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任いたします(注10)。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報および本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供いたします。独立委員会は、取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手、検討して、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、大規模買付対抗措置の発動の是非等に関して株主の皆様意思を確認すべきか否か、その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告いたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(注10) 平成23年6月28日開催の当社取締役会で以下の方々が独立委員会委員に選任されております。

長田豊臣(学校法人立命館理事長)、立石義雄(当社社外取締役)、伊佐山建志(同)、松本徹(同)、城田秀明(当社社外監査役)、森幹生(同)

(4) 株主意思の確認

独立委員会において、大規模買付対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票を実施いたします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「投票基準日」といいます。)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行います。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

なお、株主意思確認総会にあたっては、当社取締役会は上記(2)に定める大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を、改めて投票基準日現在の株主の皆様提示いたします。

株主意思の確認は、株主意思確認総会における出席株主の投票権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、(3)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、または(4)に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から速やかに大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が大規模買付対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(6) 大規模買付対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会は、上記(5)の手続に従って大規模買付対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為に係る条件を変更した場合や大規模買付行為を中止した場合等、当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度検討を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付対抗措置の中止または発動の停止に関する決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、かかる決議を行った場合、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合、その新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限ります。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討、評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議いたしません。当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為および当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損の恐れまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- (vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み不十分または不適当な買付けである場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意思確認総会の決定がある場合には当該決定に従います。

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、平成23年6月28日開催の当社定時株主総会から平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、定時株主総会もしくは臨時株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。この場合には、当該廃止または変更の事実および変更の内容等その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様へ開示いたします。

なお、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、または新たな内容の施策の導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

本施策の合理性について

1. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について定めるものです。

本施策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

また、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

このように本施策は、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

前記で述べたとおり、基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本施策は、基本方針の考え方に沿って設計され、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本施策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

さらに、株主の皆様の承認を本施策の発効の条件としていることに加え、当社の取締役の任期は1年ですので、本施策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を示していただくことも可能です。また、本施策はデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止するまたは発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。このように、株主の皆様が望めば本施策の廃止も可能であることは、本施策が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えております。

3. 本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本施策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの順守の要請や大規模買付対抗措置の発動を行うものです。本施策は当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動は本施策の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本施策の発効、延長を行うことはできず、株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が大規模買付対抗措置をとる場合など、本施策にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意の確認を行うことができるものとしています。本施策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じ

て新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになりますので、株主の皆様が保有する当社株式の価値は希釈化されません（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。）。

なお、新株予約権の割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、大規模買付対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報の開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

3. 大規模買付対抗措置の発動の中止が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合で、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、当社が、前記 2.(6)に記載の手続等に従い、当該無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。したがって、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.screen.co.jp/ir/>）に掲載の平成23（2011）年5月10日付「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入のお知らせ」をご覧ください。

（5）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間は研究開発費として27億9千8百万円を投入しました。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	253,974,333	253,974,333	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数1,000株
計	253,974,333	253,974,333		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月22日(注)		253,974		54,044	26,636	

(注)平成23年4月22日開催の臨時株主総会において「資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件」が承認可決されたことにより、資本準備金を26,636百万円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,598,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 236,542,000	236,542	同上
単元未満株式	普通株式 834,333	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,974,333	-	-
総株主の議決権	-	236,542	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式341株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 大日本スクリーン製造株式会社	京都市上京区堀川通寺之内 上る4丁目天神北町1番地の1	16,598,000	-	16,598,000	6.53
計	-	16,598,000	-	16,598,000	6.53

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は、16,600,150株(単元未満株式150株含む)であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,985	41,341
受取手形及び売掛金	70,979	68,422
商品及び製品	25,307	27,110
仕掛品	31,301	30,900
原材料及び貯蔵品	4,604	4,846
繰延税金資産	7,612	7,554
その他	4,739	4,244
貸倒引当金	1,007	1,086
流動資産合計	183,522	183,334
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	53,265	53,265
機械装置及び運搬具	29,019	29,124
その他	28,316	28,947
減価償却累計額	69,901	70,718
有形固定資産合計	40,699	40,619
無形固定資産		
その他	1,189	1,203
無形固定資産合計	1,189	1,203
投資その他の資産		
投資有価証券	22,184	22,083
その他	5,601	5,766
貸倒引当金	71	84
投資その他の資産合計	27,715	27,766
固定資産合計	69,604	69,589
資産合計	253,126	252,924

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	81,942	80,699
短期借入金	500	2
1年内返済予定の長期借入金	35,060	35,060
1年内償還予定の社債	2,500	2,500
リース債務	2,026	1,909
未払法人税等	2,242	1,287
設備関係支払手形	49	112
役員賞与引当金	68	14
製品保証引当金	6,059	6,117
受注損失引当金	336	296
資産除去債務	32	32
その他	17,313	16,072
流動負債合計	148,131	144,105
固定負債		
社債	7,000	7,000
長期借入金	3,633	3,621
リース債務	4,869	4,579
退職給付引当金	279	341
役員退職慰労引当金	110	119
資産除去債務	48	48
その他	1,453	1,647
固定負債合計	17,394	17,358
負債合計	165,526	161,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,044	54,044
資本剰余金	30,154	4,583
利益剰余金	26,418	55,523
自己株式	12,236	12,237
株主資本合計	98,381	101,913
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,344	1,852
繰延ヘッジ損益	41	41
為替換算調整勘定	12,566	12,712
その他の包括利益累計額合計	11,263	10,901
少数株主持分	482	448
純資産合計	87,600	91,460
負債純資産合計	253,126	252,924

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	51,422	64,551
売上原価	36,685	46,721
売上総利益	14,737	17,829
販売費及び一般管理費	10,086	11,607
営業利益	4,650	6,222
営業外収益		
受取利息	14	16
受取配当金	148	214
持分法による投資利益	190	-
その他	333	170
営業外収益合計	687	401
営業外費用		
支払利息	459	370
為替差損	112	46
その他	154	153
営業外費用合計	725	570
経常利益	4,612	6,053
特別利益		
貸倒引当金戻入額	81	-
その他	2	0
特別利益合計	84	0
特別損失		
投資有価証券評価損	108	802
災害による損失	-	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	297	-
その他	-	0
特別損失合計	406	808
税金等調整前四半期純利益	4,289	5,245
法人税等	468	560
少数株主損益調整前四半期純利益	3,821	4,685
少数株主損失()	37	35
四半期純利益	3,859	4,720

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,821	4,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,074	507
繰延ヘッジ損益	4	0
為替換算調整勘定	1,132	139
その他の包括利益合計	3,212	367
四半期包括利益	609	5,053
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	640	5,081
少数株主に係る四半期包括利益	30	28

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,289	5,245
減価償却費	1,459	1,193
持分法による投資損益(は益)	190	0
投資有価証券評価損益(は益)	108	802
退職給付引当金の増減額(は減少)	86	61
役員賞与引当金の増減額(は減少)	13	53
製品保証引当金の増減額(は減少)	3	58
受注損失引当金の増減額(は減少)	282	40
受取利息及び受取配当金	163	231
支払利息	459	370
売上債権の増減額(は増加)	4,542	2,813
たな卸資産の増減額(は増加)	3,276	2,193
その他の流動資産の増減額(は増加)	32	582
仕入債務の増減額(は減少)	6,486	1,337
未払費用の増減額(は減少)	155	810
その他の流動負債の増減額(は減少)	56	718
その他	196	105
小計	13,394	5,848
利息及び配当金の受取額	162	241
利息の支払額	211	171
確定拠出年金制度への移行に伴う拠出額	868	57
法人税等の支払額	643	1,338
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,833	4,522
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	3	43
有形固定資産の取得による支出	250	511
有形固定資産の売却による収入	2	0
投資有価証券の取得による支出	3	3
投資有価証券の売却による収入	-	3
その他	84	372
投資活動によるキャッシュ・フロー	331	927
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	497
長期借入金の返済による支出	1,112	12
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,142	430
自己株式の純増減額(は増加)	0	1
配当金の支払額	-	1,186
少数株主への配当金の支払額	4	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,260	2,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	990	197
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,250	1,264
現金及び現金同等物の期首残高	29,904	38,383
現金及び現金同等物の四半期末残高	38,154	39,647

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 47百万円	1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 46百万円
2	2 売上債権流動化に伴う遡及義務 74百万円
3 保証債務 販売先のビジネスローン 0百万円 従業員住宅ローン 266 取引先のリース料支払 216	3 保証債務 販売先のビジネスローン 0百万円 従業員住宅ローン 254 取引先のリース料支払 182
計 483	計 437

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)
現金及び預金勘定 39,501 百万円	現金及び預金勘定 41,341 百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 1,346	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 1,694
現金及び現金同等物 38,154	現金及び現金同等物 39,647

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,186	利益剰余金	5	平成23年3月31日	平成23年6月29日

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

平成23年4月22日開催の臨時株主総会において「資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件」が承認可決されたことにより、資本準備金を26,636百万円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、増加後のその他資本剰余金を25,571百万円、別途積立金を28,500百万円減少し、それぞれ繰越利益剰余金に振り替えております。この結果、資本剰余金が25,571百万円減少し、利益剰余金が25,571百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)				その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	SE	FE	MP	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	32,779	8,210	10,307	51,297	125	51,422	-	51,422
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	1,561	1,561	1,561	-
計	32,779	8,210	10,307	51,297	1,686	52,983	1,561	51,422
セグメント利益 又は損失()	4,935	633	913	4,654	52	4,707	56	4,650

(注)1 SEは、半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。FEは、FPD製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。MPは、印刷関連機器およびプリント配線板関連機器の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェアの開発、印刷物の企画・製作、物流業務等の事業を含んでおります。

3 セグメント利益又は損失()の調整額 56百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)				その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	SE	FE	MP	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	48,239	5,100	11,068	64,408	142	64,551	-	64,551
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	1,957	1,957	1,957	-
計	48,239	5,100	11,068	64,408	2,099	66,508	1,957	64,551
セグメント利益 又は損失()	6,875	720	212	6,367	40	6,327	104	6,222

(注)1 SEは、半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。FEは、FPD製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。MPは、印刷関連機器およびプリント配線板関連機器の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェアの開発、印刷物の企画・製作、物流業務等の事業を含んでおります。

3 セグメント利益又は損失()の調整額 104百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	16円26銭	19円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,859	4,720
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,859	4,720
普通株式の期中平均株式数(千株)	237,394	237,374

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葛西 秀彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。